

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案参照条文 目次

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）	1
○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）（抄）	2

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

（俸給）

第四条 防衛省の事務次官、防衛審議官、防衛装備庁長官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、防衛大臣政策参与、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官等、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。以下「学生」という。）、生徒（自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。）及び非常勤の者でないもの（以下「事務官等」という。）には、政令で定める適用範囲の区分に従い、別表第一並びに一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一、別表第五、別表第六イ、別表第七、別表第八、別表第十及び別表第十一に定める額の俸給を支給する。

25 （略）

（期末手当及び勤勉手当）

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定められている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項第一号及び第二号中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2 （略）

（学生の給与）

第二十五条 学生には、学生手当及び期末手当を支給する。

2 前項の学生手当の月額は、十一万七千円とする。

3 （略）

4 第一項の学生手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（生徒の給与）

第二十五条の二 生徒には、生徒手当及び期末手当を支給する。

2 前項の生徒手当の月額は、十万三千七百円とする。

3 (略)

4 第一項の生徒手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号) (抄)

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第九条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「並びに自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を、「自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)並びに同法」に、「(次条)を」「(次条第二項)に、「。以下「を」。第九条及び別表第二において「」に改め、同条第二項中「(昭和二十七年法律第二百六十六号)」を削り、同条第四項中「第八条第二項」を「第九条」に改める。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

第九条 再任用職員の俸給月額は、別表第二の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する階級に応じた額とする。

第十条第一項ただし書中「又は」を、「又は」に、「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは」を「即日定年前再任用短時間勤務職員となったとき、若しくは自衛隊法」に改め、同条第三項中「掲げる場合(自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により即日職員となった場合を除く。)」を「掲げる場合」に、「離職した場合(自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を「離職した場合(即日定年前再任用短時間勤務職員となった場合及び自衛隊法」に改める。

第十八条の二第一項中「同項」を「同条第三項中」とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項」に、「第十九条の七第二項第一号ロ及び第二号ロ」を「第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号ロ」に改め、「規定」の下に」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四十五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十五」と、「百分の五十五」とあるのは「百分の五十五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十五(特定管理職員にあつては百分の五十五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の

適用を受ける職員にあつては百分の五十二・五」を加える。

第二十二條の二第五項中「自衛隊法第四十四條の四第一項、第四十四條の五第一項又は」を「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法」に改める。
第二十七條の二中「(第二十七條の八)」を「(同條)」に、「者(以下)」を「者(第二十七條の十一第三項及び第二十七條の十四第一項において)」に改め、同條第一号中「第四十四條の二第二項本文」を「第四十四條の六第二項本文」に改め、「。以下」の下に「この條及び第二十七條の十四第一項において」を加え、同條第二号に次のように加える。

ハ その者の事情によらないで若年定年に達するまで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの
附則中第六項を第十七項とし、第四項を削り、第五項を第四項とし、同項の次に次の十二項を加える。

5 〽 16 (略)

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。
(略)

別表第二中「第八條」を「第九條」に改める。